

「(仮称) 姫川第八発電所新設による再開発計画 計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東京発電株式会社が、新潟県糸魚川市において、既存の姫川第七発電所にある2基の発電機のうち1号機を廃止し、新たに姫川第八発電所として、最大出力36,000kWの水力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、水力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

姫川は、水量が豊富で河床勾配が急であることから、その特性を利用し古くから水力発電が盛んに行われている河川である。現在、想定区域の上流部に位置する姫川第六発電所及び新姫川第六発電所で発電に利用された水の一部を、既存の導水路トンネルにて下流へ導水し、姫川第七発電所で再度発電に利用している。本事業は、姫川第六発電所及び新姫川第六発電所で一部利用されている水を更に発電に活用するため、姫川第八発電所及び導水路トンネルの新設、水力発電設備の改良等を行い、最大で約17m³/sの水量の増量を図ることとしている。姫川第七発電所の再開発であることから、取水設備等の既存の水力発電設備を可能な限り流用し、環境負荷の低減にも取り組んでいる。

一方で、減水区間では、河川水量の減量が生じることとなり、水環境への影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されている。

さらに、想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林や、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地、地すべり等防止法(明治33年法律第30号)に基づき指定された地すべり防止区域が存在するほか、新潟県立自然公園条例(昭和43年条例第28号)に基づく白馬山麓県立自然公園の区域が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

本配慮書では、事業実施想定区域の複数案を検討した結果、単一案としたとされているが、その検討過程の説明は十分とは言えない。

また、土捨場については、配置の可能性がある区域を広く設定することで、位置及び規模の複数案を設定し、事業実施に伴う生態系等に係る調査、予測及び評価が実施されている一方、区域の一部が森林法に基づき指定された保安林及び地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域になっているほか、新潟県立自然公園条例に基づく白馬山麓県立自然公園の区域となっており、事業の位置の選定に当たって、こ

これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。

このため、対象事業実施区域の検討に当たっては、複数案の検討及び想定区域からの絞り込みに関する検討経緯を方法書以降の図書に適切に記載するとともに、本意見で指摘した観点及び関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

本事業は、新たに発電取水量の増加がなされることから、減水区間における河川水量の減少による水環境への影響が懸念される。

また、導水路はトンネル構造を採用しており、導水路ルート上にある複数の河川、沢等の地下を横断する計画であり、河川水及び地下水への影響が懸念される。

このため、水力発電設備及び附帯設備（以下「水力発電設備等」という。）の配置・構造（以下「配置等」という。）並びに工事計画の検討に当たっては、河川水量の減少及び地下水位の低下による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、当該河川では、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく姫川水系河川整備計画が策定されていることから、正常流量の設定の考え方との整合を図りつつ、水環境への影響について、河川管理者の意見を踏まえ検討を行うこと。さらに、これらの結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じることにより、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法に基づき指定された砂防指定地及び地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、水力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、餌場等の生息環境や繁殖行動へ

の影響が懸念される。また、発電取水量の増加に伴う減水区間の河川水量の減少により、当該区間に生息する重要な鳥類、水生生物等の生息環境への影響が懸念される。このため、水力発電設備及び土捨場の配置、工事計画等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、これらの重要な動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 廃棄物等

本事業の実施により廃棄物及び建設発生土が多く発生するおそれがあるため、今後の工事計画の検討に当たっては、廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、土質性状などの調査を行いその結果を踏まえて、可能な限り再生利用又は有効利用を図るとともに、適正な処理を行う計画とすること。